

令和7年（2025年）12月1日
建設委員会資料
都市基盤部道路管理課

（第116号議案）

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、下記のとおり、特別区道路線の認定（以下「路線認定」という。）を行う。

記

1 路線認定の理由

中野駅周辺（中野二丁目、三丁目、四丁目、五丁目）を繋ぐ主動線として特例都道420号鮫洲大山線（中野通り）を含めて区道ネットワークを構築することで、各地区の回遊性を高め、にぎわいの活性化を図るため。

2 路線認定の対象路線

- | | | |
|---|------|---------------------------------------|
| ① | 路線番号 | 主幹16号 |
| ② | 位置 | 起点 中野区中野四丁目2番213
終点 中野区中野三丁目107番24 |
| ③ | 延長 | 538.26m |
| ④ | 幅員 | 16.50m～22.86m |

中野区中野二丁目～五丁目地内略図

